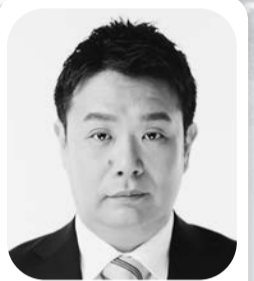


# 実務研究

日本税務会計学会  
平成29年7月 月次研究会



天野 智充〔豊島〕

## 民法(相続関係)等の改正に関する中間試案について

### 1. はじめに

民法(相続関係)は、昭和55年に配偶者の法定相続分の引上げ及び寄与分制度の導入等の改正が行われて以来大きな見直しはないが、その間にも高齢化社会が更に進展し、相続開始時点での相続人(特に配偶者)の年齢が従前より相対的に高齢化していることに伴い、配偶者の生活保障の必要性が高まり、子の生活保障の必要性は相対的に低下しているとの指摘がされている。また、要介護高齢者や高齢者の再婚が増加するなど、相続を取り巻く社会情勢にも変化がみられている。

被相続人の配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、遺産分割によりその建物の帰属が確定するまでの間、引き続き無償でその建物を使用することができるものとする。この権利を「短期居住権」という。「短期居住権」の取得によって得た利益は、配偶者が遺産分割において取得すべき財産の額(具体的相続分額)に算入しないものとする。

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認めることを内容とする法定の権利(以下「長期居住権」という)を新設し、遺産分割における選択肢の一つとして、配偶者に長期居住権を取得させることができるものとする。被相続人が遺言等によって配偶者に長期居住権を取得させることができるものとする。

平成28年12月19日の最高裁判事決定で共同相続された普通預金債権等はいずれも相続開始と同時に当然に相続分にに応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となることを受けて下記2つの案が検討されている。

①短期居住権の新設について  
②長期居住権の新設について  
③可分債権における遺産分割の取扱  
④遺言執行者の権限の明確化等

民法(相続関係)部会では、平成27年4月から平成28年6月までの間で審議を重ね、平成28年6月21日に「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案」を公表し、平成28年7月からパブリックコメントが実施され意見募集(相続法制は、国民生活一般に深く関わるものであって、その見直しに当たっては幅広く意見を求める必要がある。)が行われた。中間試案は、5つの改正項目を挙げており、今回は中間試案以後の議論も踏まえ主なものについて簡単に述べる。

一方配偶者が、他方配偶者に対し、その居住用不動産を遺贈又は贈与した場合については、民法第903条第3項の持ち戻し免除の意思表示があったものと推定し、遺産分割においては、原則として当該居住用不動産の持ち戻し計算を不要とする(当該居住用不動産の価額を特別受益として扱わずに計算をすることができるとする)。

1つ目の方策は、家事事件手続法の保全処分要件を緩和する方策である。預貯金債権の仮分割の仮処分については、家事事件手続法第200条第2項の要件を緩和することとし、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を行使する必要があるときは、他の共同相続人の利益を害しない限り、申立により、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部を仮に取得させることができるものとする。

2つ目の方策は、家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策である。各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、その相続開始時の債権額の2割にその相続人の法定相続分を乗じた額(ただし、預貯金債権の債務者ごとに100万円を限度とする)については、単独でその権利を行使することができる。「この場合において、その権利行使をした預貯金債権については、遺産分割の時に遺留分としてなお存在するものとみなす。」

①自筆証書遺言の方式緩和  
②自筆証書遺言を公的機関で保管する制度の創設  
③遺言執行者の権限の明確化等  
④遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し  
⑤遺留分制度に関する見直し

### 2. 検討事項

(1) 配偶者の居住権を保護するための方策

①短期居住権の新設について

中間試案では、配偶者の相続分を引上げることが検討されていたが、国民のコンセンサスが得られないとして見送られ、配偶者保護のための方策として、婚姻期間が20年以上である夫婦の

ことを明らかにするものとする。

①遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し  
②遺留分制度に関する見直し  
③遺留分減殺請求権(以下「減殺請求」という)によって当然に物権的效果が生ずるとされている現行の規律を見直し、減殺請求によって原則として金銭債権が発生するものとしつつ、受遺者又は受贈者において、遺贈又は贈与の目的財産による返還を定めることができる制度を設けるものとする。

④遺留分の算定方法の見直し  
⑤遺留分算定の基礎となる財産の範囲の見直し、相続人に対する生前贈与については、相続開始前の一定期間(例えば5年間)にされたもの(例えば5年間)にされたものに限り、遺留分算定の基礎となる財産に含めることとし、それよりも前にされた生前贈与はこれに含まれないものとする。パブリックコメントにおいては、中間試案の考え方に賛同する意見の中でも、遺留分算定の基礎となる財産に含める期間については慎重に議論するべきとの意見が多く、10年程度が相当ではないかとの意見が複数寄せられている。

(5) 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策  
相続人以外の者が、被相続人の療養看護等を行った場合には、相続開始後、一定の要件の下で、相続人に対して金銭請求をすることができるものとする。中間試案では、甲案と乙案の2つの案が検討されている。

甲案は、請求をすることができる範囲を二親等内の親族で相続人でない者に限定し、これらの者が「被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をしたとき」は、相続が開始した後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができるものとする。

### 3. おわりに

法制審議会民法(相続関係)部会では、第23回会議(平成29年7月18日開催)において、中間試案後に追加された新たな方策等を対象として「中間試案後に追加された民法(相続関係)等の改正に関する試案(追加試案)」を取りまとめた。この追加試案については、パブリックコメントを平成29年8月1日から同年9月22日までの期間で実施する。公募の結果を踏まえ、年内にも要綱案をとりまとめ、来年の通常国会で民法改正案の提出を目指している。民法改正案が提出されたところで、相続税法の改正も行われることになると思われるので改正の動向を確認する必要がある。